

【振込規約（法人・団体）新旧対比表】

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
<p>第1条 適用範囲</p> <p>パソコンサービスの利用、ポータルサービスの利用および書面取引による、当行に開設されている他の口座宛または全国銀行データ通信システムに加盟の他の金融機関(以下「他行」という)の国内本支店の口座宛の振込（以下「振込」という）については、この規約により取扱います。</p> <p>第2条 振込依頼等</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) 振込依頼等は、当行所定の手続きにしたがい、振込先金融機関・支店名、預金科目・口座番号、口座名義、振込金額、依頼人名その他当行所定の事項を、パソコンサービスの利用の場合はパソコンから当行所定の方法で当行に送信し、ポータルサービスの利用の場合はネットワーク端末(以下「端末」という)から当行所定の方法で当行に送信し、書面取引の場合は当該事項を記入した当行所定の依頼書を当行に提出してください。この振込依頼等は、パソコンサービスによる場合は別途定めるパソコンサービス利用規約に定める本人確認が行われた場合に限り、ポータルサービスによる場合は別途定めるポータルサービス利用規約に定める本人確認が行われた場合に限り、書面取引による場合は当該書面取引に係る書面の印影が、あらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り、それぞれ取扱います。</p> <p>(2) 当行は、当行所定の方法によりお客さまが端末から入力した事項、または当行所定の依頼書に記載された事項を依頼内容とし、お客さまにおいて振込実施日（振込先金融機関に対し振込通知を発信する日をいう。以下「振込実施日」という場合同じ。）の指定がない場合（ただし、受取人の預金口座の状態などを理由として当行または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合を除く）には振込依頼として、お客さまが端末操作日または当行所定の依頼書を提出もしくは送信した日の翌日以降当行所定の期限内の先日付の日を振込実施日として指定した場合には振込依頼の予約として受付けます。ただし、振込依頼および振込依頼の予約の内容が当行所定の時限（振込依頼等の方法によって時限は異なり</p>	<p>第1条 適用範囲</p> <p>パソコンサービスの利用および書面取引により、当行に開設されている他の口座宛または全国銀行データ通信システムに加盟の他の金融機関(以下「他行」という)の国内本支店の口座宛の振込（以下「振込」という）については、この規約により取扱います。</p> <p>第2条 振込依頼等</p> <p>1. (略)</p> <p>(1) 振込依頼等は、当行所定の手続きにしたがい、振込先金融機関・支店名、預金科目・口座番号、口座名義、振込金額、依頼人名その他当行所定の事項を、パソコンサービスの利用の場合は、ネットワーク端末(以下、「端末」という)から正確に入力し、書面取引の場合は、当行所定の依頼書に記入し当行に提出してください。この振込依頼等は、当行所定の手続きにしたがい、パソコンサービス利用の場合は端末から送信されたログインパスワードおよび取引実行パスワード(以下「パスワード等」という)が、書面取引の場合は当該書面取引に係る書面の印影が、あらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。</p> <p>(2) 当行は、当行所定の方法によりお客さまが端末から入力した事項、または当行所定の書面にて届け出た事項を依頼内容とし、お客さまにおいて振込日（振込先金融機関に対し振込通知を発信する日をいう。以下「振込日」という場合同じ。）の指定がない場合には振込依頼として、お客さまが端末操作日または当行所定の書面を届け出た日の翌日以降当行所定の期限内の先日付の日を振込日として指定した場合には振込依頼の予約として受付けます。ただし、振込依頼および振込依頼の予約の内容が当行所定の時限までに確定しなかった場合には、当該振込依頼および振込依頼の予約は受付けません。</p>

ます。)までに確定しなかった場合には、原則として、指定された振込実施日（振込依頼の場合は依頼日）の直後の金融機関営業日（土、日曜日および国民の祝日に関する法律もしくはその他政令に規定する休日、12月31日、1月2、3日を除いた日をいう。以下、「金融機関営業日」という場合同じ。）を振込実施日とする振込依頼の予約として受付けます。なお、振込実施日の指定がない場合において、受取人の預金口座の状態などを理由として当行または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合は、直後の金融機関営業日を振込実施日とする振込依頼の予約として受付けます。もしくは、振込実施日の指定がなくかつ受取人の預金口座の状態などを理由として当行または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合には振込依頼の予約として受付けます。

- (3) 振込依頼の予約を行う場合において、振込先が他行の場合は、振込実施日として指定できる日は金融機関営業日に限るものとします。

2.3. (略)

第3条 振込依頼の予約の取消し

振込依頼の予約は、当該予約にかかる振込実施日の前日（ただし、ポータルサービスまたは書面取引による振込依頼の予約の場合は直前の金融機関営業日）の当行所定の時限までに当行所定の手続きを行うことにより、取消することができます。

第4条 振込契約の成立

1. (略)
2. 前項にかかわらず、当行所定のパソコンサービス利用規約に基づき当行所定の振込手数料の支払いが一括引落としとされる場合等当行所定の振込手数料の支払時期が振込資金の引落としと別の時点で行われる場合においては、振込契約は、当行所定の手続きにより当該振込取引の依頼内容が確定し、かつ振込資金の引落としが完了したときに成立するものとします。なお、この場合において、当行所定の振込手数料は、お客さまが当該振込手数料に対応する振込資金の引落口座として指定した口座から引落とすものとします。

- (3) 振込依頼の予約を行う場合において、振込先が他行の場合は、振込日として指定できる日は金融機関営業日（土、日曜日および国民の祝日に関する法律もしくはその他政令に規定する休日、12月31日、1月2、3日を除いた日をいう。以下、「金融機関営業日」という場合同じ。）に限るものとします。

2.3. (略)

第3条 振込依頼の予約の取消し

振込依頼の予約は、当該予約にかかる振込日の前日の当行所定の時限までに当行所定の手続きを行うことにより、取消することができます。

第4条 振込契約の成立

1. (略)
2. 前項にかかわらず、当行所定のパソコンサービス利用規約に基づき当行所定の振込手数料の支払いが一括引落としとされる場合等当行所定の振込手数料の支払時期が振込資金の引落としと別の時点で行われる場合においては、振込契約は、当行所定の手続きにより当該振込取引の依頼内容が確定し、かつ振込資金の引落としが完了したときに成立するものとします。なお、この場合において、当社所定の振込手数料は、お客さまが当該振込手数料に対応する振込資金の引落口座として指定した口座から引落とすものとします。

3. (略)

4. 前項にかかわらず、振込依頼の予約を行った場合においては、振込資金等（ただし、第2項の場合においては振込資金に限る。）は、当該予約にかかる振込**実施日**に、お客さまが引落口座として指定した口座から引落とすものとします。

5. 振込依頼の予約を行った場合において、当該予約にかかる振込**実施日**に残高不足や **au じぶん銀行取引規約（法人・団体）に基づく取引の制限や停止等**により振込資金等（ただし、第2項の場合においては振込資金に限る。）が引落とせなかったときは、当該振込依頼の予約はなかったものとして取扱います。

第5条 振込通知の発信

1. (略)

(1) 当行所定の時限を過ぎて振込依頼内容が確定した場合（この場合は振込依頼の予約として第2項が適用されます。）を除き、依頼内容確定日に振込通知を発信します。ただし、受取人の預金口座の状態などを理由として当行または振込先金融機関において即時入金ができないものと判断する場合は、直後の金融機関営業日を振込**実施日**とする振込依頼の予約として受け付けたうえで、依頼内容確定日の直後の金融機関営業日に振込通知を発信します。

(2) (略)

2. 前項にかかわらず、振込依頼の予約にかかる振込契約に基づく振込先金融機関宛の振込通知は、当該予約にかかる振込**実施日**に発信します。

3. 前二項に基づき当行が振込先金融機関宛に振込通知を発信した場合であっても、通信事情や振込先金融機関における事務手続上の都合等により、当該発信日当日中に受取人の預金口座への入金がなされない場合があります。なお、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第7条 依頼内容の取消し・変更・組戻し

1. (略)

2. (略)

(1) 組戻しの依頼（以下、「組戻依頼」という）は、**ポータルサービス**または書面取引にて当行所定の手続きに従い受付けます。

3. (略)

4. 前項にかかわらず、振込依頼の予約を行った場合においては、振込資金等（ただし、第2項の場合においては振込資金に限る。）は、当該予約にかかる振込日に、お客さまが引落口座として指定した口座から引落とすものとします。

5. 振込依頼の予約を行った場合において、当該予約にかかる振込日に残高不足により振込資金等（ただし、第2項の場合においては振込資金に限る。）が引落とせなかったときは、当該振込依頼の予約はなかったものとして取扱います。なお、当該取扱いの結果については、**パソコンサービスにて当行所定の手続きを取ることで確認することができません。**

第5条 振込通知の発信

1. (略)

(1) 当行所定の時限までに振込依頼内容が確定した場合には依頼内容確定日に振込通知を発信し、**当行所定の時限を過ぎて振込依頼内容が確定した場合には**依頼内容確定日の直後の金融機関営業日に振込通知を発信します。

(2) (略)

2. 前項にかかわらず、振込依頼の予約にかかる振込契約に基づく振込先金融機関宛の振込通知は、当該予約にかかる振込日に発信します。

第7条 依頼内容の取消し・変更・組戻し

1. (略)

2. (略)

(1) 組戻しの依頼（以下、「組戻依頼」という）は、書面取引のみにて当行所定の手続きに従い受付けます。

<p>(2)(3) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第 8 条 振込限度額</p> <p>1. 当行はパソコンサービスを利用した振込において、「1 日」(基準は「午前零時」とします) あたりに振込むことができる金額および「1 回」あたりに振込むことができる金額(以下、あわせて「振込限度額」といいます)を定めます。なお、お客さまは、ウェブサイト上の入力等当行所定の方法により、パソコンサービス利用規約に定めるサービス管理者および振込取引における取引承認権限を付与された利用者ごとに、「1 日」あたり・「1 回」あたりの上限金額を設定し、当行所定の方法により変更することができます。ただし、「振込限度額」は、当行所定の上限金額を超えない範囲に限定されるものとします。また、当行は「振込限度額」を変更する場合があります。</p> <p>2. (略)</p>	<p>(2)(3) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第 8 条 振込限度額</p> <p>1. 当行はパソコンサービスを利用した振込において、「1 日」(基準は「午前零時」とします) あたりに振込むことができる金額および「1 回」あたりに振込むことができる金額(以下、あわせて「振込限度額」といいます)を定めます。なお、お客さまは、ウェブサイト上の入力等当行所定の方法により、パソコンサービス利用規約に定めるサービス管理者および振込取引における取引承認権限を付与された利用者ごとに、「1 日」あたり・「1 回」あたりの上限金額を設定し、当行所定の方法により変更することができます。また、当行は「振込限度額」を変更する場合があります。</p> <p>2. (略)</p>
--	---